

障がいのあるお子さんのために

社会福祉課障害福祉係 ☎ 62-7026

手帳について

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が各種の支援を受けるために必要な手帳です。視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・乳幼時期以前の非進行性の脳病変による運動機能)、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫に障がいがあるため、日常生活に著しい制限を受けている方が交付対象です。障がいの程度により1級から6級まであります。

療育手帳

知的に障がいのある方が各種の支援を受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度は、最重度のA1から、軽度のB2までです。原則、一定期間後に再判定が必要になります。

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が各種の支援を受けやすくし、精神障害者の社会復帰と社会参加への促進と自立を図ることを目的とした手帳です。障がいの程度は1級から3級までで、2年ごとに更新が必要になります。

手当等について

障害児福祉手当

重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童に対して手当を支給します(施設入所等を除きます)。

〈広告〉

あなたと、笑顔に。
サポートセンター空

そら

那須塩原市大原間西1-19-9 TEL:0287-73-8166
サポートセンター空（本部）
放課後等デイサービス（小学生）

那須塩原市上厚崎385-1 TEL:0287-73-8846
サポートセンター空 くろいそ
・児童発達支援事業（親子両面・単独通園）
・放課後等デイサービス（小学生）

那須塩原市三区町638-167 TEL:0287-47-5777
サポートセンター空 さんく
・放課後等デイサービス（小学生～高校生）
・生活介護・短期入所

那須塩原市下永田7-1073-1 TEL:0287-47-5097
サポートセンター空 にしなすの
・児童発達支援事業（単独通園）
・放課後等デイサービス（小学生）

特別児童扶養手当

重度または中程度の障がいがあるため、日常生活において介護を必要とする20歳未満の児童を養育する保護者等に対して手当を支給します。(施設入所等を除きます。)

重度心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1・2級または重度の知的障がいのある20歳未満の児童を養育する保護者に支給します。(障害児福祉手当の支給を受けている場合を除きます。)

日常生活用具の給付及び補装具費の交付、修理等

身体障害者手帳をお持ちの方や難病等の方に、障がいの部位や程度により、日常生活用具の給付および補装具費の交付、修理等を受けることができます。

特定疾患患者見舞金

栃木県から特定医療費(指定難病)受給者証、一般特定疾患医療受給者証、または小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている方に対し、手当を支給します。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用の一部を助成します。

その他

障害者手帳の種類や等級により、福祉タクシー利用券の交付や有料道路通行料の割引制度などがあります。

医療費について

重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳2級以上、療育手帳A2以上をお持ちの方、知能指数が35以下と判定された方、身体障害者手帳3・4級を所持し、かつ知能指数が50以下と判定された方、または精神障害者保健福祉手帳1級の方に対して、医療機関に支払った保険診療の自己負担を助成します。

受給資格の登録

障害内容を証明できる書類(障害者手帳等)と加入している健康保険情報が分かるもの、通帳が必要になります。

※助成は償還払い方式になります。償還払い方式の注意点はP20こども医療費助成事業をご覧ください。(お問い合わせ先、申請は子育て支援課給付係 ☎ 46-5533)

自立支援医療(育成医療)

身体に障がいがあり、手術等により確実な治療効果が期待できる児童に対し、医療費の一部を公費で負担します。

自立支援医療(精神通院医療)

精神科の病気で一定の症状があり継続して通院する必要がある場合に、その医療費の一部を公費で負担します。

那須塩原市の市外局番は **0287** です。 47

障がい児サービスおよび相談支援

◆ 障がい児サービス

障がいのあるお子さんが身近な地域で支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにするとともに、引き続き、障がい特性に応じた専門的な支援を提供します。

▶ 障害児通所支援

サービス名	サービス内容
児童発達支援	就学前のお子さんに対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活へ適応できるような支援を行います。
放課後等デイサービス	学校(幼稚園および大学を除く)に就学している障がいのあるお子さんにについて、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所や学校、その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのあるお子さんについて、当該施設を訪問し、当該施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

◆ 障がい児相談支援

障害児通所支援の利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービスが利用できるよう、サービスの種類やその必要量についてサービス等利用計画の作成やモニタリング等を行います。

この他にも障がいの程度に応じた福祉サービスを受けることができますので、社会福祉課へお問合せください。

相談窓口

相談内容	相談窓口	相談日時	住所	電話
障がい者の総合的な相談 (障がい者等の権利擁護、 障がい者虐待など)	那須塩原市 障害者相談支援センター (那須塩原市役所1F社会 福祉課内)	月～金曜日 9:00～16:00 ※祝祭日、年末年始 を除く	共墾社 108-2	62-7787

◆ 障害者サポートアプリ ココみる

障害がある方やそのご家族、介助者などに向け、障害福祉に関する情報や案内を発信しています。Web・アプリ両方での利用が可能です。

※会員登録いただくと、「るびなすノート(電子版)」を利用することができます。



Web ブラウザ



App Store



Google Play